

低未利用土地等を譲渡した場合の特例適用チェック表

このチェック表は、低未利用土地等を譲渡した場合の特例の適用要件について、チェックしていただくためのものです。ご自分でチェックの上、確定申告書、譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）及び添付書類とともに提出してください。

個人が、低未利用土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、譲渡所得の計算上100万円までの特別控除額を控除することができます（措法35の3）。

		氏 名			
チ ャ ッ ク 項 目 (チェック項目の全てについて「該当」となった場合には、この特例を適用することができます。)		該 当	非該当		
1	譲渡した土地等は、平成27年12月31日以前に取得したものですか。	は い	いいえ		
2	譲渡した土地等は、都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内にある土地基本法（平成元年法律第84号）第13条第4項に規定する低未利用土地等ですか。	は い	いいえ		
3	譲渡した土地等は、譲渡後において買主等により利用されていますか。	は い	いいえ		
4	配偶者・直系血族・生計を一にする親族等への譲渡ですか。	いいえ	は い		
5	譲渡の対価（低未利用土地等の譲渡とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価を含みます。）の額は、500万円以下ですか。 (注) 当該低未利用土地等の上にある資産に係る譲渡所得から特別控除額を控除することはできません。	は い	いいえ		
6	その譲渡した土地等の全部又は一部について、買換え等の特例（措法33、33の2、33の3、36の2、36の5、37、37の4、37の8、37の9）の適用を受けますか。 (注) 1 上記の買換え等の特例の適用を受ける場合には、この特例の適用はありません。 2 同一年中にこの特例の適用対象となる土地等を2以上譲渡している場合で、いずれかの土地等について上記の買換え等の特例の適用を受けるときは、この特例の適用はありません。	いいえ	は い		
7	その譲渡した土地等について、この特例と交換の特例等（所法58、措法31の2、31の3、33の4、34、34の2、34の3、35①、35③、35の2）の適用を受けますか。	いいえ	は い		

(注) その譲渡した土地等と一筆であった土地から、その年の前年又は前々年に分筆された土地の譲渡を、当該前年又は前々年中にした場合において、当該譲渡についてこの特例の適用を受けているときは、この特例の適用を受けることはできません。

【添付書類】

①	譲渡をした低未利用土地等に係る 売買契約書の写し その他の書類で、当該譲渡の対価の額が500万円以下であることを明らかにするもの
②	<p>譲渡をした土地等の所在地の市区町村長が、次の（イ）から（ニ）までに掲げる事項を確認した旨並びに（ホ）及び（へ）に掲げる事項を記載した書類（以下「市区町村長証明書」という。）</p> <ul style="list-style-type: none">（イ）当該土地等が都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域内にあること（ロ）当該土地等が当該譲渡において、低未利用土地等に該当するものであること（ハ）当該土地等が当該譲渡の後に利用されていること又は利用される見込みであること（ニ）当該土地等の所有期間が5年を超えるものであること（ホ）当該土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地等の有無（へ）上記（ホ）に規定する分筆された土地等がある場合には、当該土地等につき、当該譲渡をした者に対する、市区町村長証明書の交付の有無